告　示

埼玉県告示第四百五十七号

令和元年埼玉県告示第六百三十二号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、その期限が令和元年十月十二日から令和二年四月二十九日までの間に到来するものについては、法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税（埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第三十一条の十第一項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の五十五第二項の規定による申告（年の中途において事業を廃止した場合を除く。）に限る。）、地方消費税並びに県たばこ税を除き、同月三十日とする。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕